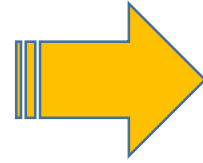


釜石市介護予防・日常生活支援総合事業 サービスA（基準緩和）に係る説明会

平成30年12月21日（金） 14:00～
市保健福祉センター9階 講義室

釜石市保健福祉部高齢介護福祉課

生産年齢(65歳未満の労働者)
人口の減少



- ・介護人材の不足
- ・介護サービス供給量の低下
- ・本来、介護サービスが必要となる重度の要介護者へのサービス提供ができなくなることが懸念

■総人口および年齢階層別人口の推移

(単位：人)

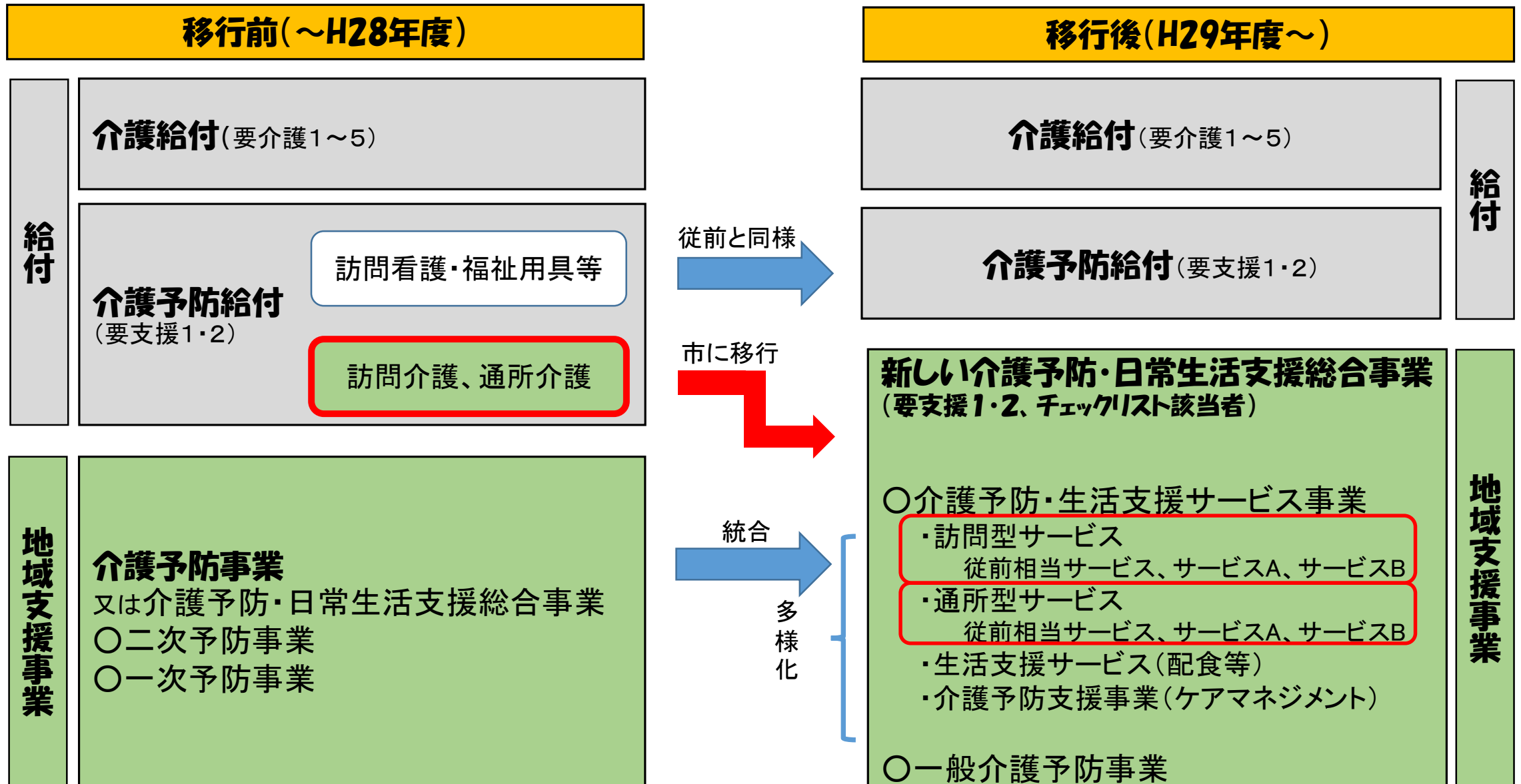
	平成 12年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 37年
総人口	47,293	35,955	35,458	34,772	30,251
年少人口(0~14歳)	6,107	3,675	3,557	3,434	2,809
総人口に占める割合	12.9%	10.2%	10.0%	9.9%	9.3%
生産年齢人口(15~64歳)	28,838	19,333	18,886	18,310	15,939
総人口に占める割合	61.0%	53.8%	53.3%	52.7%	52.7%
高齢者人口(65歳以上)	12,348	12,947	13,015	13,028	11,503
総人口に占める割合	26.1%	36.0%	36.7%	37.5%	38.0%

約2,400人減少

釜石市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画より抜粋

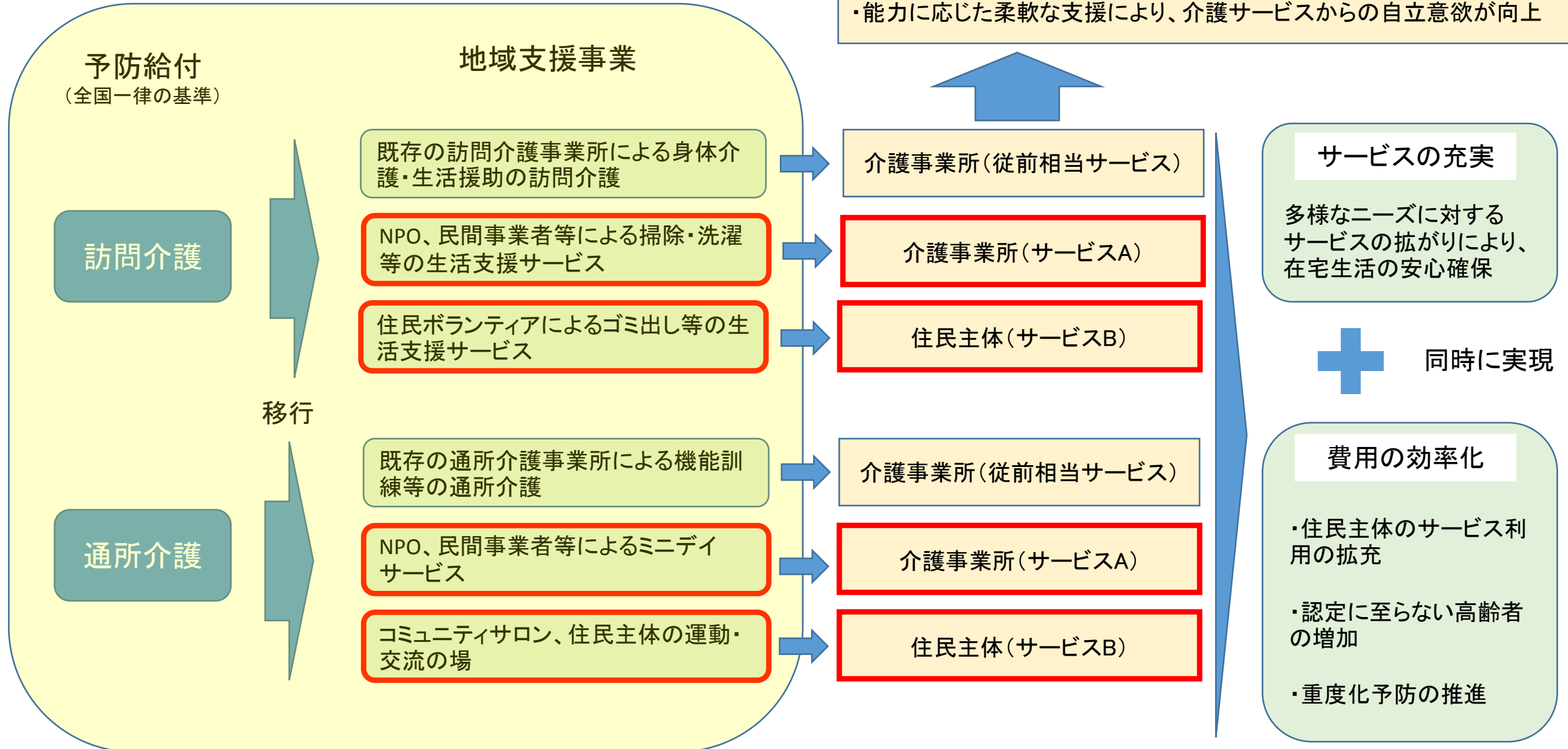
比較的介護が必要な度合いが低い要支援者(総合事業該当者)に対する、多様な主体(介護事業所、NPO、ボランティア団体、住民など)による多様なサービス(基準相当、基準緩和、住民主体など)の提供体制の構築が必要

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

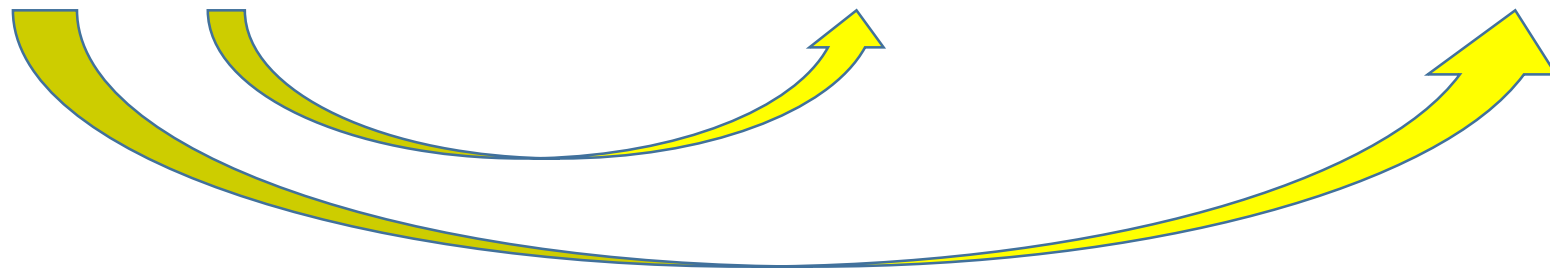
- ・支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる。
- ・能力に応じた柔軟な支援により、介護サービスからの自立意欲が向上



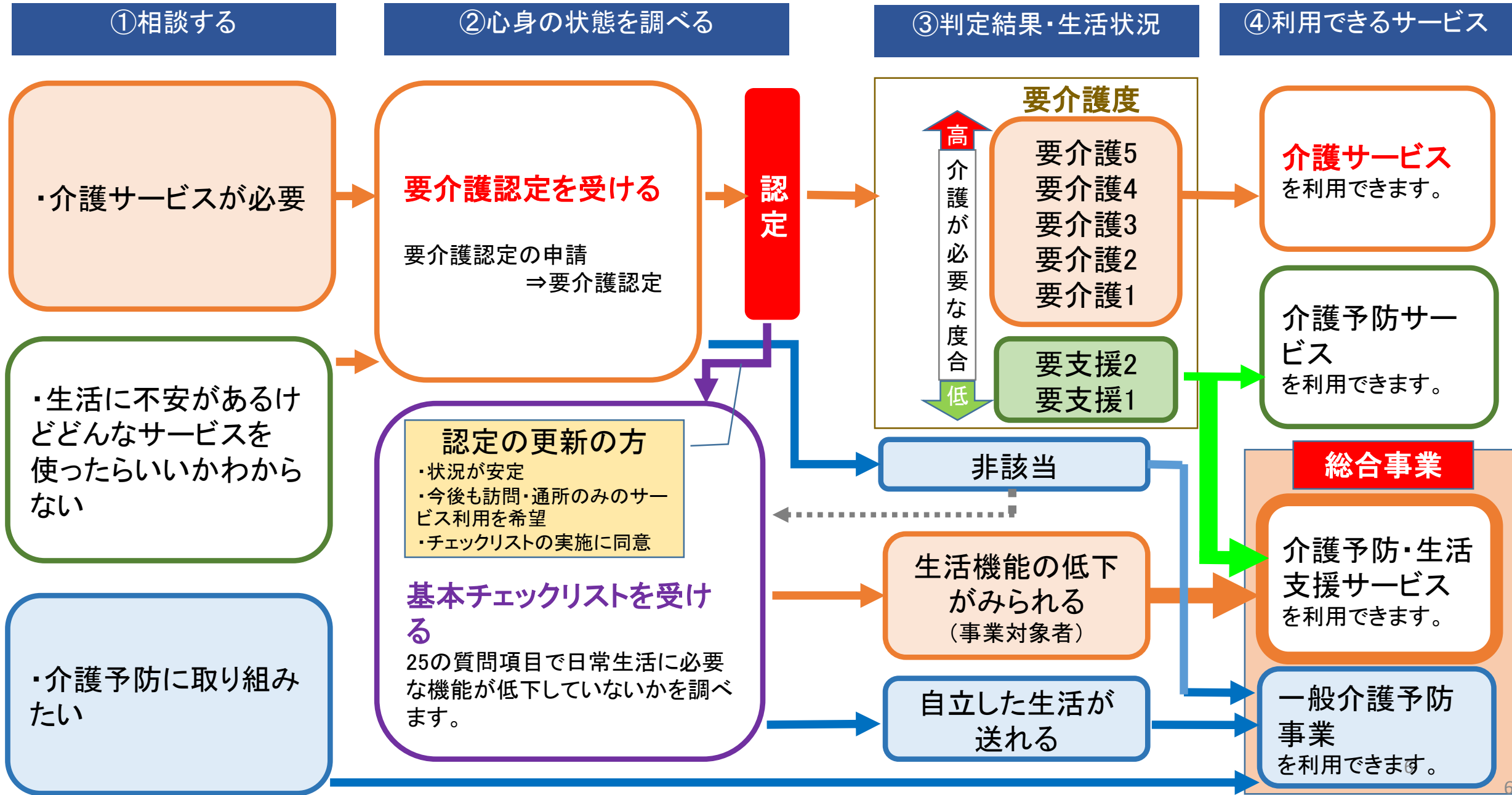
釜石市の要支援者（総合事業該当者）に対する訪問・通所型サービスのサービス類型（案）

- ①従前相当サービスは、国の基準や単価などを用いて、同一の基準により継続実施
- ②サービスAは、既存の指定事業者及び新規参入の事業者により、①の基準を緩和して実施予定
- ③サービスBは、地域住民を主体に構成された団体により、市の独自基準を設けて実施予定。

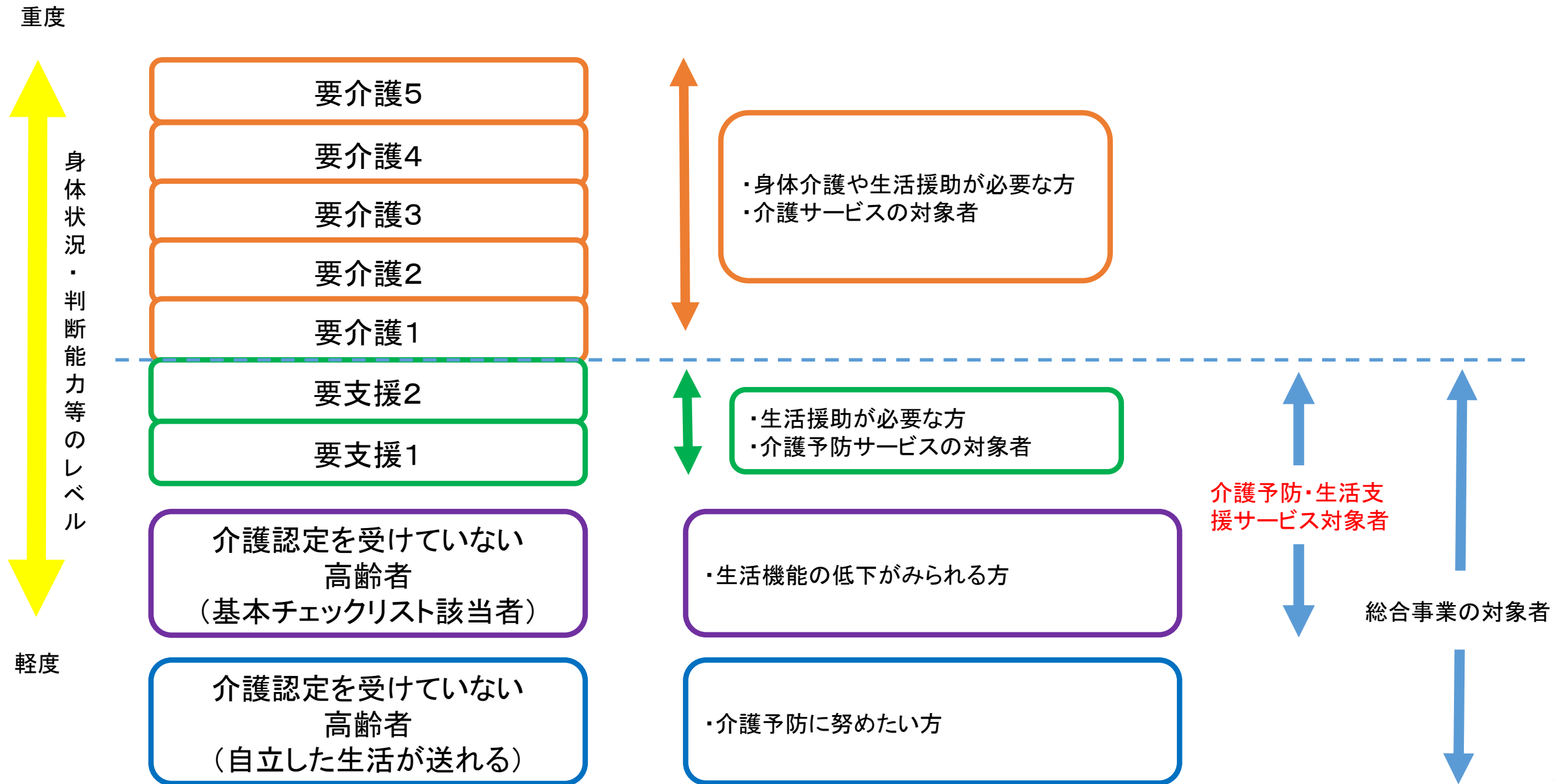
	これまでのサービス（継続）	新たなサービス（H31年度～）	
	①従前相当サービス	②サービスA（基準緩和）	③サービスB（住民主体）
訪問型	介護事業者を指定 ・生活援助・身体介護 135人（H30.4～9実績平均）	介護事業者を指定 ・生活援助 ・人員基準等の緩和	住民主体 ・要支援者等に対する生活援助（サービス限定）
通所型	介護事業者を指定 ・通所介護と同様のサービス 228人（H30.4～9実績平均）	介護事業者を指定 ・入浴、食事提供なし ・人員基準等の緩和	住民主体 ・要支援者等を中心にした自主的な通いの場づくり



介護保険のサービス利用の流れと「介護予防・生活支援サービス」の事業対象者



介護予防・生活支援サービスの対象者



介護予防・生活支援サービス

サービスB (住民主体)

サービスBの応募対象団体 ※応募対象団体は、次の項目を全て満たす団体とします。

地域住民を主体に構成された団体

市内に活動の拠点を有すること

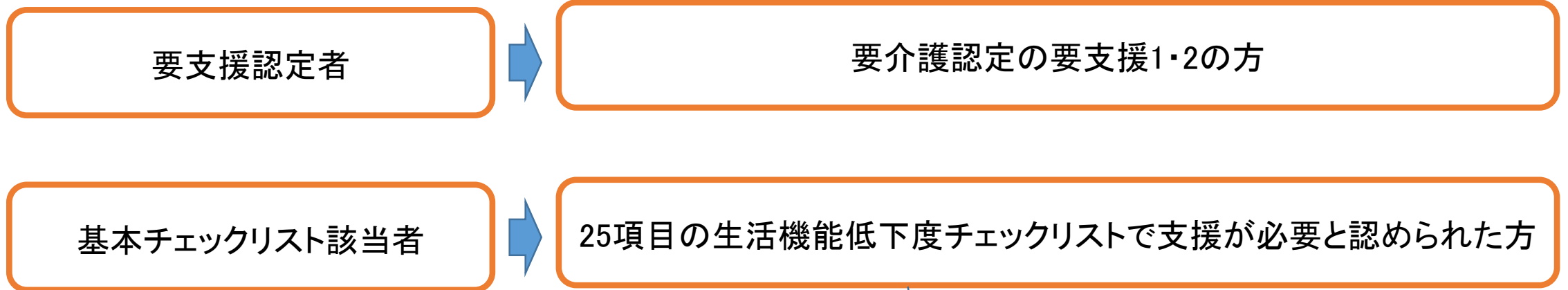
自主的かつ安全に住民主体サービスを運営することができると認められる団体であること

営利又は宗教活動若しくは政治活動を目的としていないこと

暴力団又は暴力団員の統制下でないこと

法令及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと

訪問型・通所型サービスの提供対象者



No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
/20			

基本チェックリストの内容(一部抜粋)

チェックリストの調査対象者
 ・要介護認定で非該当の方
 ・要介護認定の更新手続きの方

要件

- ・利用者本人の状況が安定していること
- ・今後も訪問・通所型サービスのみの利用を希望していること
- ・チェックリストの実施に同意が得られていること

サービスBのサービス利用の流れ

要支援1・2の方
介護予防・生活支援サービス事業対象者の方



地域包括支援センター職員又は担当ケアマネジャーに連絡・相談し希望を伝える
これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います



ケアプランの作成
どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書です

※H30.4～9の
実績平均値



担当ケアマネジャーから
連絡⇒受入れ調整

従前相当サービス
訪問型(135人)※
通所型(228人)※

サービスA
(基準緩和)
訪問型・通所型

サービスB
(住民主体)
訪問型・通所型

担当ケアマネジャー

- ・サービス提供団体との連絡・調整
- ・利用者のモニタリング(定期的な状況確認)
- ・利用者の状況に変化があればケアプランの変更を随時行う



サービスB(住民主体) 提供団体

- ・利用者の受入れ
- ・ケアプランに基づくサービスの提供
- ・サービス提供実績に基づく補助金交付申請(毎月)
- ・補助金交付請求(毎月)



釜石市高齢介護福祉課

- ・補助金交付申請書の確認(毎月)
- ・補助金支払い(毎月)

事業実施内容

訪問型サービスB

利用者の自宅を訪問して生活の支援をする訪問型の活動



H31年度は、次の3つのサービスでスタートします。

- ・自宅訪問によるゴミ出し
- ・草取り
- ・買い物代行



実施者の運営基準

- ①市が主催する「支えあいサービス養成講座」の修了者3人以上で構成している団体であること。
- ②必要な従事者を配置して行われるもの。
- ③次に掲げる運営規定を定めていること。

ア 事業者の概要 イ 従事者の員数 ウ サービスの提供日及び提供時間 エ サービスBの内容及び利用料その他の費用の額
オ 通常の事業の実施地域 カ 緊急時、非常災害発生時等における対応方法 キ 従事者の衛生管理及び健康状態の管理
ク 従事者の在職中及び退職後の守秘義務 ケ その他運営に関する重要事項

- ④事業実施に必要な設備、備品を備えていること

事業実施内容

通所型サービスB

地域の集会施設や事業所の空きスペース、個人宅などを会場に実施する通所型のミニデイサービスやサロン活動など



次の項目を要件とします。

- ・介護予防に効果のある場づくりであること。
- ・要支援者等に介護予防サービスを提供すること。
- ・1回あたり2時間以上の介護予防サービスを提供すること。
- ・月に2回以上(補助金対象は月4回限度)開催し、定期的・継続的に開催すること。
- ・参加者のうち1人以上が要支援者等であること。(要支援者以外の地域住民の方も一緒に参加できます。)



実施者の運営基準

- ①市が主催する「支えあいサービス養成講座」の修了者を2人以上配置できる団体であること。
- ②利用者数に応じた支援者(養成講座修了者)が確保されていること。
- ③サービスを提供する場所の面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。
- ④事業実施に必要な設備、備品を備えていること。
- ⑤次に掲げる運営規定を定めていること。

ア 事業者の概要 イ 従事者の員数及び職務の内容 ウ サービスの定期曜日及び提供時間 エ 利用定員
オ 通所型サービスBの内容 カ 通常の事業の実施地域及び提供場所 キ 緊急時、非常災害発生時等における対応
ク 従事者の衛生管理及び健康状態の管理 ケ 従事者の在職中及び退職後の守秘義務 コ その他運営に関する重要事項

支援者数

10人以下…2人
11人以上15人以下…3人
16人以上20人以下…4人
21人以上25人以下…5人
26人以上30人以下…6人

支えあいサービス養成講座

参加対象者

住民主体による介護予防・生活支援サービス事業に携わる方。

プログラム(案)

現時点では未定ですが、次のような内容を想定しています。

- ・介護保険制度の基礎知識
- ・介護予防について
- ・訪問型サービスについて
- ・通所型サービスについて など

登録証の交付

本講座修了者には、登録証の交付を予定しています。

※開催日程等については、別途お知らせいたします。

補助金対象経費

事業の運営に係る経費を補助します。

【対象経費】

報償費：ボランティア謝礼、外部講師謝礼

需用費：消耗品費、光熱水費、食糧費（食材購入費等）、印刷製本費（パンフレット・チラシ等の印刷）

役務費：保険料（ボランティア保険、損害保険等）、通信運搬費（郵送料等）

委託料：一部サービスの委託料

使用料・賃貸借：建物借上料、会場使用料、機器リース料

備品購入費：椅子、DVDデッキ等介護予防に関わる備品購入費

補助金額

※金額等は予算の状況により変更になる場合があります。

毎月締めサービス利用実績報告を基に、補助金額を確定し、指定の口座に振り込みます。

種別	内容	補助金の額 (カッコ内は、月の限度額、訪問型は1人あたり限度額)		
		補助基準額	補助額	利用者 自己負担額
訪問型	ゴミ出し	300円/回 (2,400円/月)	200円/回 (1,600円/月)	100円/回
	草取り	1,200円/時間 (2,400円/月)	900円/時間 (1,800円/月)	300円/時間
	買い物代行	1,200円/回 (4,800円/月)	900円/回 (3,600円/月)	300円/回
通所型	体操、レク、趣味、講座、サロン等	参加者10人以下 5,000円/回 (20,000円/月) 参加者11人以上 7,000円/回 (28,000円/月)	100円以上	

担い手団体の募集期間

平成31年3月下旬から平成31年4月上旬(予定)

担い手団体の応募方法

申請書類を準備のうえ、下記提出先へ直接持参するか郵送してください。

申請書類一式は、市ホームページから直接ダウンロードできるようにする予定です。

印刷物が必要な方は、市高齢介護福祉課窓口でも配布する予定です。

申請手続きの流れ(その1)

①事前相談

補助金申請にあたってのご質問等がありましたら、あらかじめ市高齢介護福祉課にご相談ください。随時受け付けます。

②実施内容の 検討・準備

実施するサービス内容の検討及び準備や運営体制づくりを行ってください。実施内容は、運営規定(任意様式)としてまとめてください。事業従事者はあらかじめ、市が主催する「支えあいサービス養成講座」を受講してください。養成講座の日程は、別途お知らせします。

③実施届出

事業開始の30日前までに、実施届出書を市高齢介護福祉課に提出してください。
※提出書類⇒実施届出書(共通:様式1)、運営規定((共通:任意様式)

④内容確認

市において実施届出の内容について確認します。必要があれば、電話又は面談でヒアリングを行います。

⑤実施届出 受理

実施届出の内容について適当と認められた場合、事業実施団体登録完了のお知らせをします。事業実施団体登録を一覧化し、市ホームページで公開し、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に情報提供します。

申請手続きの流れ(その2)

⑥事業開始

ケアマネジャー等と利用者の受け入れ等について調整のうえ、それぞれの団体のスケジュールに基づき事業を開始してください。

⑦補助金交付申請

サービスを提供した月の翌月10日までに、補助金交付申請書を市高齢介護福祉課に提出してください。

※提出書類⇒補助金交付申請書(共通:様式3)

※提出書類⇒提供実績記録票(共通:様式4)

※提出書類⇒活動記録票(通所のみ:様式5)

⑧補助金交付決定

市において申請内容について精査し、適当と認められた場合、補助金交付決定通知書により市から団体に通知します。

⑨補助金請求

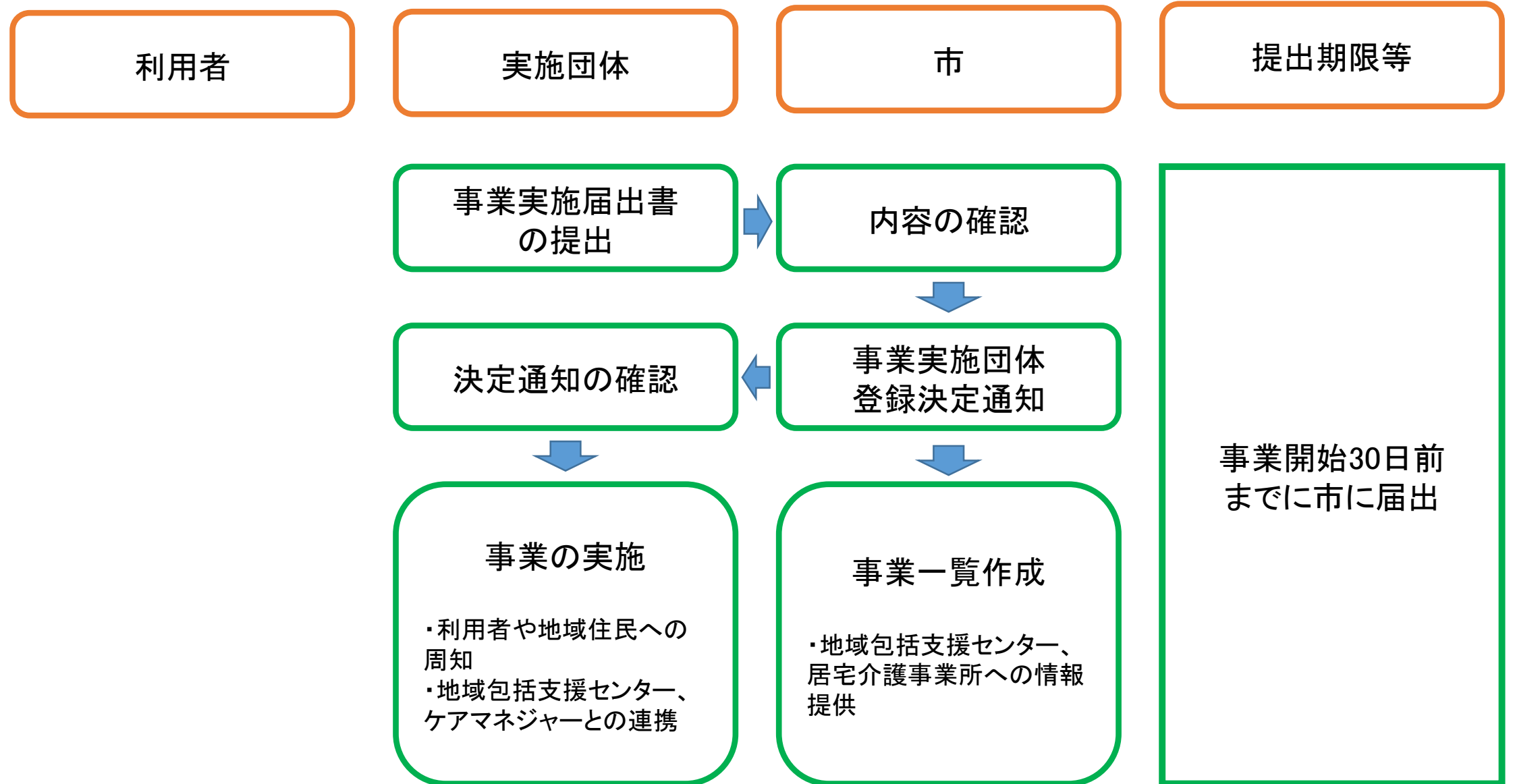
補助金交付請求書を市高齢介護福祉課に提出してください。

※提出書類⇒補助金交付請求書(訪問:様式6、通所:様式7)

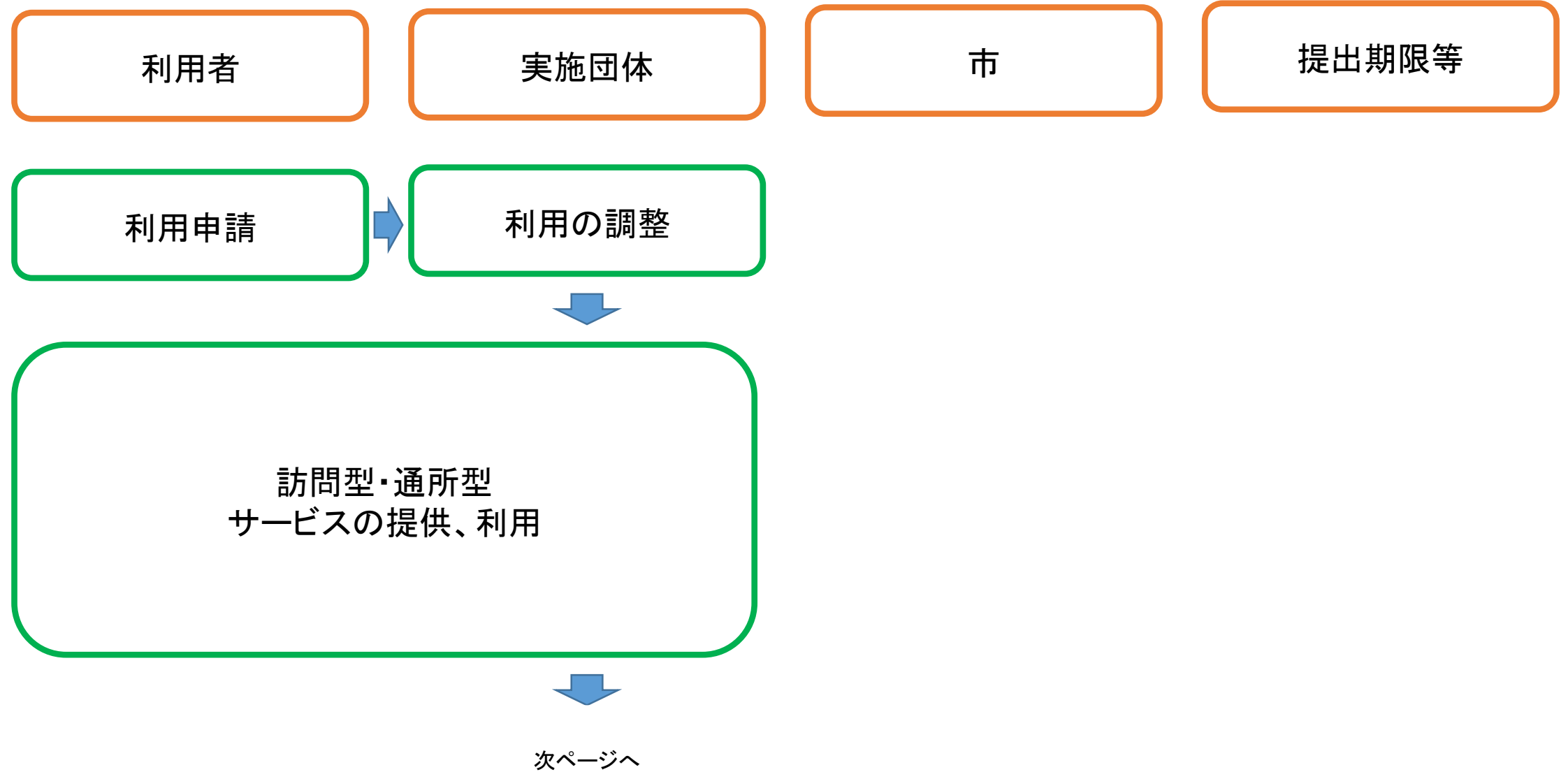
⑩補助金の確定

指定された団体の口座に補助金を振込みます。

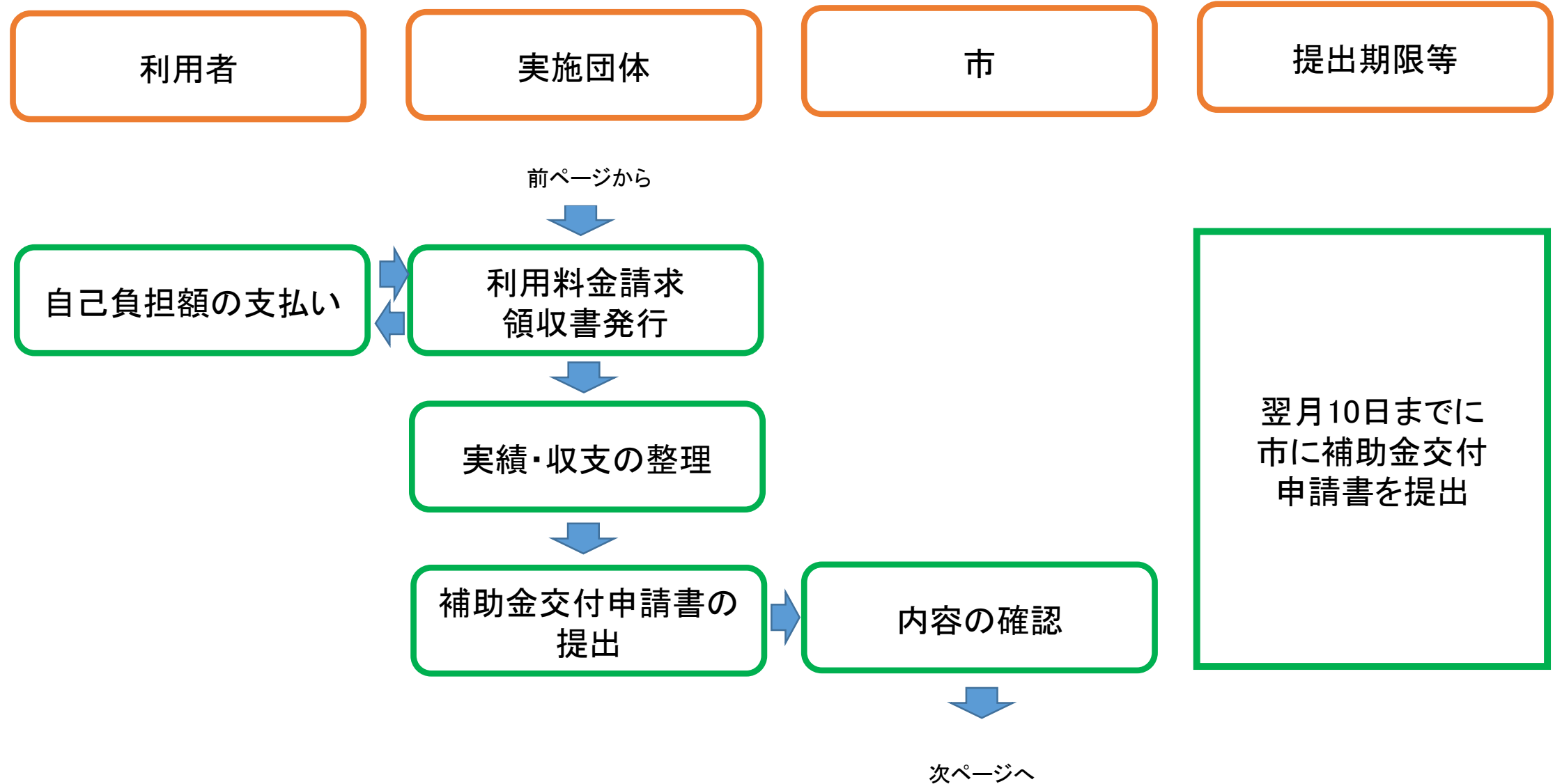
事業実施の流れ(その1)



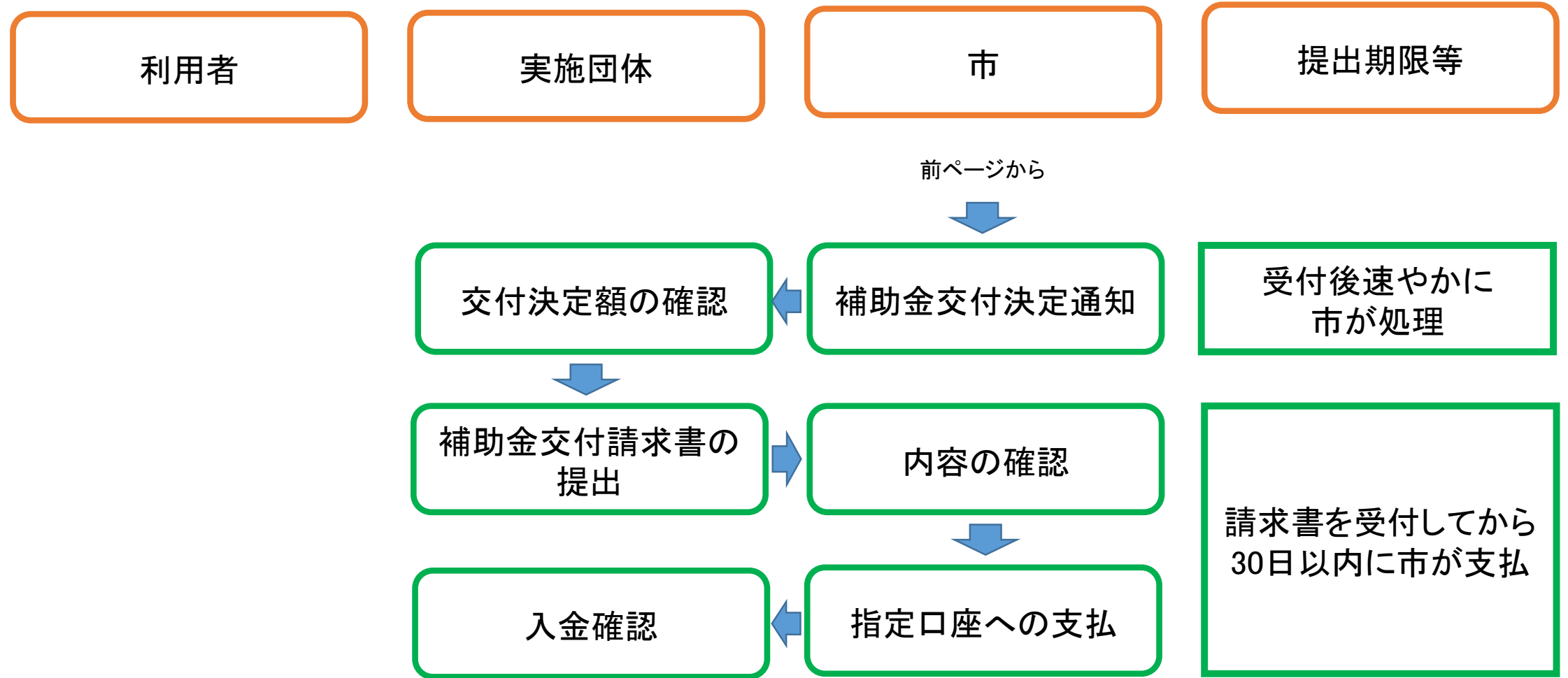
事業実施の流れ(その2)



事業実施の流れ(その3)



事業実施の流れ(その4)



※1年分の実績報告書と収支決算書を毎年度、4月末までに市へ提出

介護予防・生活支援サービス サービスA

(従前相当サービスに係る基準よりも緩和した基準によるサービス)

介護予防・生活支援サービス 訪問型サービスAの基準等

訪問型サービスA①

内容	従前相当訪問型サービス (サービスの内容、運営及び人員配置基準等に変更はありません)	訪問型サービスA(案)
サービス種別	<ul style="list-style-type: none">●身体介護 入浴、排せつ、食事等●生活援助 調理、洗濯、清掃等の日常生活上の援助	<ul style="list-style-type: none">●生活援助※ 調理、洗濯、清掃等の日常生活上の援助 <p>※介護保険に規定されている生活援助に限定したサービスメニューの提供</p>
サービス利用 対象者	<ul style="list-style-type: none">●要支援認定者(要支援1・2)●基本チェックリスト該当者 <p>※基本チェックリスト:日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票</p>	
事業の 実施方法	<ul style="list-style-type: none">●事業者指定	
ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none">●ケアマネジメントA	

訪問型サービスA②

内容		従前相当訪問型サービス (サービスの内容、運営及び人員配置基準等に変更はありません)	訪問型サービスA(案)
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者※ 常勤・専従1以上 ●訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ●サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者※ 専従1人以上 ●従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ●訪問従事者責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ●必要な設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ●個別サービス計画の作成 ●運営規定等の説明・同意 ●提供拒否の禁止 ●従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ●従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ●事故発生時の対応 ●廃止・休止の届出と便宜の提供 	

訪問型サービスA③

内容	従前相当訪問型サービス (サービスの内容、運営及び人員配置基準等に変更はありません)	訪問型サービスA(案)																														
報酬単価	<ul style="list-style-type: none"> ● 1回当たり報酬単価を採用 ● サービスコード A2(H30.4.1以降) ● 要支援1 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1カ月の提供回数が</td> <td>4回まで</td> <td>266単位/回</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>8回まで</td> <td>270単位/回</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>8回超え</td> <td>2335単位/月(上限額)</td> </tr> </table> ● 要支援2・事業対象者 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1カ月の提供回数が</td> <td>4回まで</td> <td>266単位/回</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>8回まで</td> <td>270単位/回</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>12回まで</td> <td>285単位/回</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>12回超え</td> <td>3704単位/月(上限額)</td> </tr> </table> 	1カ月の提供回数が	4回まで	266単位/回	"	8回まで	270単位/回	"	8回超え	2335単位/月(上限額)	1カ月の提供回数が	4回まで	266単位/回	"	8回まで	270単位/回	"	12回まで	285単位/回	"	12回超え	3704単位/月(上限額)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1回当たり報酬単価を採用 ● サービスコード A3(H31.4.1以降) ● 要支援及び事業対象者 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1カ月の提供回数が</td> <td>4回まで</td> <td>213単位/回</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>8回まで</td> <td>213単位/回</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>8回超え</td> <td>213単位/回</td> </tr> </table> 	1カ月の提供回数が	4回まで	213単位/回	"	8回まで	213単位/回	"	8回超え	213単位/回
1カ月の提供回数が	4回まで	266単位/回																														
"	8回まで	270単位/回																														
"	8回超え	2335単位/月(上限額)																														
1カ月の提供回数が	4回まで	266単位/回																														
"	8回まで	270単位/回																														
"	12回まで	285単位/回																														
"	12回超え	3704単位/月(上限額)																														
1カ月の提供回数が	4回まで	213単位/回																														
"	8回まで	213単位/回																														
"	8回超え	213単位/回																														
利用者負担	● 利用者の自己負担割合による(1割～3割) ※これまでと同様に、「介護保険負担割合証」を交付します。																															
限度額管理 の有無・方法	● 限度額管理の対象・国保連で管理																															
事業者等への支払い 方法	● 国保連経由で審査・支払い																															

介護予防・生活支援サービス 通所型サービスAの基準等

通所型サービスA①

内容	従前相当通所型サービス (サービスの内容、運営及び人員配置基準等に変更はありません)	通所型サービスA(案)
サービス種別	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防通所介護と同様のサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業(入浴、食事提供なし) <ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイ ・運動、レクリエーション活動 ・送迎 等
サービス利用 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援認定者(要支援1・2) ●基本チェックリスト該当者 <p>※基本チェックリスト:日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票</p>	
事業の 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者指定 	
ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネジメントA 	

通所型サービスA②

内容		従前相当通所型サービス (サービスの内容、運営及び人員配置基準等に変更はありません)	通所型サービスA(案)
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者※ 常勤・専従1以上 ●生活相談員(常勤) 専従1以上 ●看護職員 専従1以上 ●介護職員(常勤) ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 ●機能訓練指導員 1以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 専従1以上※ ●従事者(非常勤可) ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ●食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ●静養室・相談室・事務室 ●消火設備その他の非常災害に必要な設備 ●必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ●消火設備その他の非常災害に必要な設備 ●必要な設備・備品
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ●個別サービス計画の作成 ●運営規定等の整備、同意 ●提供拒否の禁止 ●従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ●従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ●事故発生時の対応 ●廃止・休止の届出と便宜の提供等 	

通所型サービスA③

内容	従前相当通所型サービス (サービスの内容、運営及び人員配置基準等に変更はありません)	通所型サービスA(案)																											
報酬単価	<ul style="list-style-type: none"> ●1回当たり報酬単価を採用 ●サービスコード A6(H30.4.1以降) ●要支援1 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1カ月の提供回数が</td> <td>4回まで</td> <td>378単位/回</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>4回超え</td> <td>1647単位/月(上限額)</td> </tr> </table> ●要支援2 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1カ月の提供回数が</td> <td>8回まで</td> <td>389単位/回</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>8回超え</td> <td>3377単位/月(上限額)</td> </tr> </table> ●事業対象者 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1カ月の提供回数が</td> <td>4回まで</td> <td>378単位/回</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>8回まで</td> <td>389単位/回</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>8回超え</td> <td>3377単位/月(上限額)</td> </tr> </table> 	1カ月の提供回数が	4回まで	378単位/回	〃	4回超え	1647単位/月(上限額)	1カ月の提供回数が	8回まで	389単位/回	〃	8回超え	3377単位/月(上限額)	1カ月の提供回数が	4回まで	378単位/回	〃	8回まで	389単位/回	〃	8回超え	3377単位/月(上限額)	<ul style="list-style-type: none"> ●1回当たり報酬単価を採用 ●サービスコード A7(H31.4.1以降) ●要支援及び事業対象者 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1カ月の提供回数が</td> <td>4回まで</td> <td>302単位/回</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>4回超え</td> <td>302単位/回</td> </tr> </table> 	1カ月の提供回数が	4回まで	302単位/回	〃	4回超え	302単位/回
1カ月の提供回数が	4回まで	378単位/回																											
〃	4回超え	1647単位/月(上限額)																											
1カ月の提供回数が	8回まで	389単位/回																											
〃	8回超え	3377単位/月(上限額)																											
1カ月の提供回数が	4回まで	378単位/回																											
〃	8回まで	389単位/回																											
〃	8回超え	3377単位/月(上限額)																											
1カ月の提供回数が	4回まで	302単位/回																											
〃	4回超え	302単位/回																											
利用者負担	●利用者の自己負担割合による(1割～3割) ※これまでと同様に、「介護保険負担割合証」を交付します。																												
限度額管理の有無・方法	●限度額管理の対象・国保連で管理																												
事業者等への支払い方法	●国保連経由で審査・支払い																												

介護予防・生活支援サービス サービスA

窓口相談・受付～事業対象者決定～サービス提供までの流れ

①新規申請の方(案)

◇相談受付◇
釜石市地域包括支援センター
高齢介護福祉課
居宅介護支援事業所
在宅介護支援センター

新規の場合は基本的に介護保険
の認定申請を案内します

介護保険の認定申請

非該当 (37ページへ)

認定

要支援1・2の方

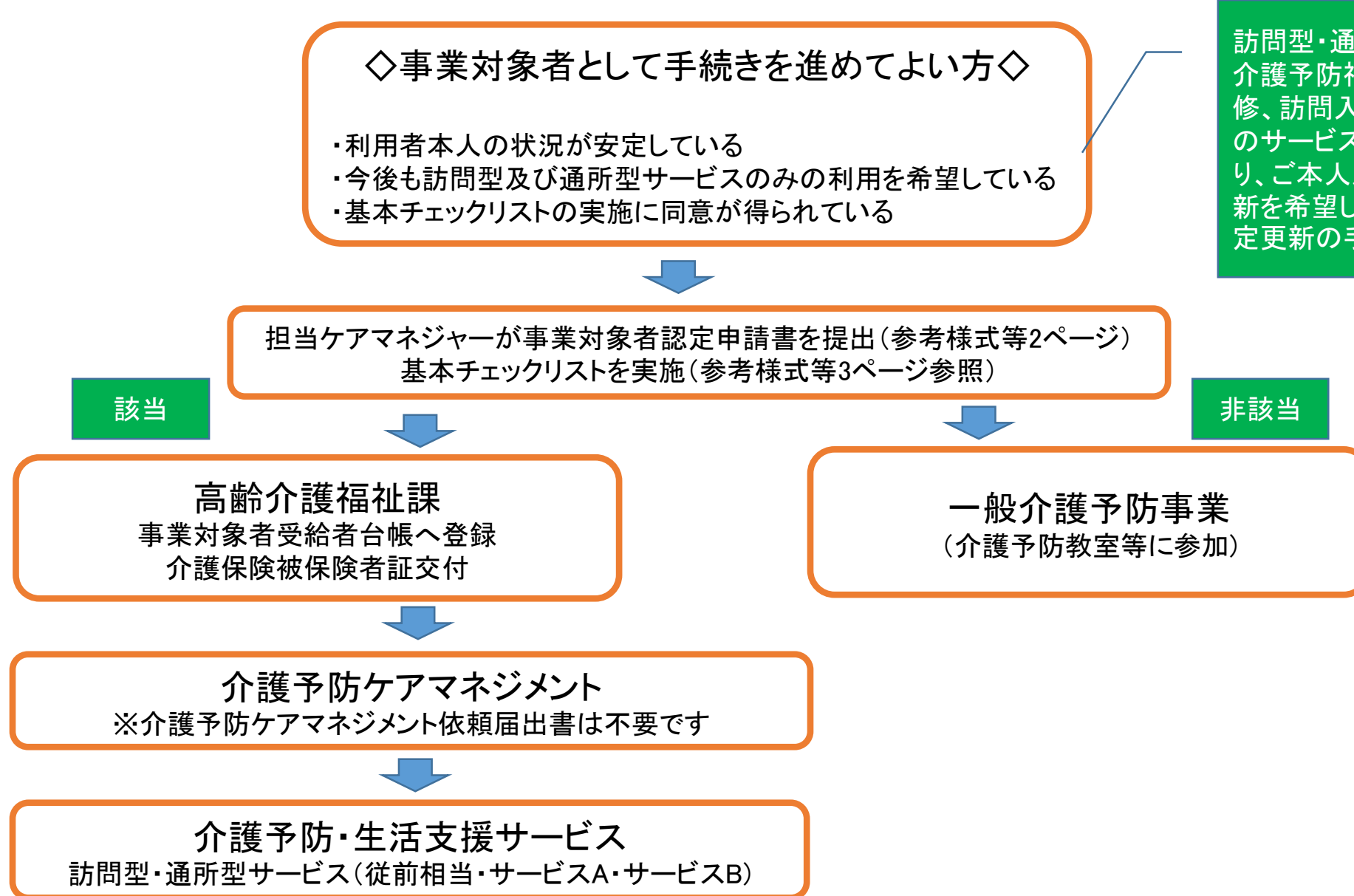
介護予防支援
介護予防サービス計画作成

介護予防ケアマネジメント
介護予防ケアマネジメント依頼届出書
(参考様式等8ページ参照)

介護予防サービス
福祉用具貸与
訪問看護 等

介護予防・生活支援サービス
訪問型・通所型サービス
(従前相当・サービスA・サービスB)

②更新手続きの方(要支援1・2の方でサービス利用がある方)(案)



③介護認定において「非該当」の方(案)

「非該当」の方については、地域包括支援センターで支援及び対応策を検討

地域包括支援センター(担当ケアマネジャー)が対応

対象者を訪問、状況確認を行い、サービスの必要性を確認

サービス必要

事業対象者認定申請書を提出(参考様式等2ページ)
基本チェックリストを実施(参考様式等3ページ)

該当

非該当

サービス不要

介護予防ケアマネジメント
介護予防ケアマネジメント依頼届出書(参考様式等8ページ参照)

一般介護予防事業(介護予防教室等に参加)

介護予防・生活支援サービス
訪問型・通所型サービス(従前相当・サービスA・サービスB)

介護予防・生活支援サービス サービスA

(共通事項)

利用者との契約

介護予防・生活支援サービス(従前相当サービス、サービスA)によるサービス提供にあたっては、「利用者との契約」と「重要事項説明書」の交付・説明・同意が必要になります。

契約書、重要事項説明書、変更同意書の様式(参考例)は、

契約書 参考様式等9ページ
重要事項説明書 参考様式等13ページ、19ページ
変更同意書 参考様式等27ページ

定款、運営規定の変更

定款については、定款で「老人居宅介護等事業」、「老人デイサービス事業」と定めている場合は、老人福祉法の改正により、介護保険法第115条の45第1項第1号イの規定する第1号訪問事業及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業の項目が追加されたことから、各事業所における変更の必要はありません。
ただし、上記の内容以外で定款で定めている場合は変更が必要になります。

サービスAの運営規定については、サービス種別が変更になることから、変更手続きが必要となります。

「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」

- ・利用するサービスが「予防給付」または「予防給付＋総合事業」 ⇒ 介護予防支援(予防給付)
- ・利用するサービスが「総合事業」、「一般介護予防」 ⇒ 介護予防ケアマネジメント※

※介護予防ケアマネジメントは、「ケアマネジメントA」を実施します。(様式等変更なし)

項目	介護予防ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)
利用サービス	従前相当、サービスA、サービスBのみ利用
アセスメント	基本チェックリスト(参考様式等3ページ) 興味・関心チェックシート(参考様式等7ページ)
サービス担当者 会議	○
利用者への 説明・同意	○
ケアプラン交付	○
モニタリング	○

介護予防・日常生活支援総合事業(サービスA)の算定構造

別添の「算定構造」をご覧ください。

介護予防・日常生活支援総合事業(サービスA)のサービスコード表

別添の「サービスコード表」をご覧ください。

サービスA(新規)は、平成31年4月利用分の報酬請求から該当するコードを設定して国保連に請求してください。

報酬の請求様式

介護予防サービス＋総合事業を利用した場合

様式	記載内容
【様式第十一】 給付管理票	予防給付(要支援1・2)の支給限度額の範囲内で、介護予防サービスと総合事業を一体的に給付管理する。
【様式第一】 介護給付費請求書 【様式第二の二】 介護予防サービス介護給付費明細書	介護予防サービス(訪問看護、通所リハ、福祉用具貸与等)について記載する。
【様式第一の二】 介護予防・日常生活支援総合事業費請求書 【様式第二の三】 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス、通所型サービス、訪問型サービスA、通所型サービスA)について記載する。

本日お伝えしたいこと

- ・総合事業の新しい「サービスA」及び「サービスB」は、平成31年度からのサービス提供開始を予定していること。
- ・本日お示した内容は、現在、市で考えている検討案であり、今後、事業者等の意見を参考に、内容を確定する予定であること。
- ・サービスAのサービス単価、サービスBの補助額等は、新年度予算の成立が前提であること。
- ・サービスAの指定申請等の問い合わせ先は、下記までお願いします。
問い合わせ先 高齢介護福祉課 電話 22-0178